令和８年度観光危機管理対策事業
（災害時観光客一時待機所設置・運営訓練及びマニュアル作成等）委託業務
仕様書

１　委託業務名

令和８年度観光危機管理対策事業（災害時観光客一時待機所設置・運営訓練及びマニュアル作成等）委託業務

２　履行期間

契約締結日から令和９年２月 26 日（金）まで

３　業務目的

本業務は、第２次沖縄県観光危機管理計画に掲げる帰宅困難者対策に基づき、大規模災害（沖縄本島南東沖地震三連動等）発生時において、足止めされた観光客の安全確保及び円滑な帰宅支援を行う体制を確立することを目的とする。

具体的には、「令和７年度観光危機管理対策事業（沖縄県観光危機管理対応における一時待機所に係る調査業務）実施報告書」で整理された運用の骨子や諸課題を踏まえ、現場で運用可能な「一時待機所設置・運営マニュアル（案）」を策定するとともに、関係機関と連携した図上訓練を実施することで、同マニュアル（案）の実効性を検証し、災害時における受入・輸送体制を強化する。

４　実施対象施設（想定）

（図上訓練会場）沖縄空手会館又は沖縄県立武道館等の県有施設

５　業務内容

⑴　一時待機所設置・運営マニュアル（案）の策定・刷り込み

①　実務マニュアル（案）の作成

ア　令和７年度観光危機管理対策事業（沖縄県観光危機管理対応における一時待機所に係る調査業務）実施報告書の検討結果を反映し、災害本番及び訓練現場で直接活用できる「一時待機所設置・運営マニュアル（案）」を作成すること。

イ　発災直後の「臨時避難所機能（受入・生活支援）」から、空港再開後の「一時待機所機能（搭乗受付・バス輸送・誘導）」への機能移行プロセス及び役割分担を明確に手順化すること。

②　各種チェックシート・台本・様式の整備

ア　スタッフ用の役割別アクションカード、避難者受付票（多言語対応）、各種アナウンス台本、掲示用案内ピクトグラム等をマニュアル（案）の付録として一体的に整備すること。

⑵　図上訓練の実施計画策定及び事前調整

① 図上訓練シナリオの作成

８月ピーク期に大規模地震が発生し、那覇空港内に約 7,000 人、県内に約 14 万人の滞留者が発生した事態を想定し、時系列に沿った課題を付与する図上訓練のシナリオ及び資料を作成すること。

② 関係機関との事前調整

関係機関と連絡調整会議の場を設定・運営すること。

⑶ 図上訓練の企画・設営・運営・実施

① 図上訓練のファシリテーション・運営

関係機関の担当者の参集により、マニュアル（案）に基づき時系列で状況付与を行い、受入・誘導・受付対応・輸送調整等の判断手順を検証する図上訓練を実施すること。

② 課題の整理・グループワークの進行

臨時避難所機能から一時待機所機能への移行タイミングや情報伝達経路、課題抽出のための意見交換をファシリテートすること。

③ 実演デモ（資機材・備蓄品サンプル）の実施

訓練当日の会場において、避難者支援の実効性・理解度を高めるため、段ボールベッドの組立て実演（又は参加者による体験）及び各種備蓄品サンプルの搬入・展示・解説（デモ）を実施すること。解説（デモ）の実施に必要な資機材（段ボールベッド、間仕切り、備蓄品サンプル等）の手配、会場への搬入・設営・撤収・運搬の一切を行うこと。

⑷ 振り返り及びマニュアル（案）の最終確定

ア 評価会議及びアンケートの実施

訓練参加者へのアンケート調査及び主要関係者による振り返りを実施し、図上訓練の対応手順に加え、実演デモ（設営・資機材の扱い等）を通じて抽出された設営上の課題やマニュアル（案）の不備を抽出すること。

イ マニュアル（案）へのフィードバック（最終確定）

訓練で抽出された課題や改善点を⑴で作成した「一時待機所設置・運営マニュアル（案）」に反映・改訂し、「一時待機所設置・運営マニュアル（最終案）」を取りまとめて納品すること。

⑸ 報告書作成

訓練実施結果、アンケート集計結果、抽出された課題及びマニュアル（案）改善提案を取りまとめた報告書を作成すること。

６ 委託業務の成果品

⑴ 一時待機所設置・運営マニュアル（最終案） ２部（Ａ４判・両面印刷）
⑵ 訓練実施計画書・全体シナリオ ・・・・・・ ２部（Ａ４判・両面印刷）
⑶ 図上訓練進行資料・進行台本 ・・・・・・・ ２部（Ａ４判・両面印刷）
⑷ 訓練実施報告書（本編及び概要版） ・・・・ ２部（Ａ４判・両面印刷）
⑸ 上記⑴～⑷の電子データ

※PDF 及び編集可能な形式（Word、Excel、PowerPoint 等の標準的なデータ）

⑹　訓練時の記録写真・データ
⑺　その他沖縄県から指示があったもの　・・・・　一式

７　本委託業務の成果物の著作権及び所有権

本委託業務における成果物の著作権及び所有権は、沖縄県に帰属する。ただし、業務の執行にあたり、第三者の著作権その他の権利に抵触するものについては、受託者の責任と費用をもって処理すること。

８　業務の再委託についての留意事項

⑴　一括再委託の禁止等

本業務委託契約の全部の履行を一括又は分割して第三者に委任し、又は請負わせることができない。

また、以下に定める業務については、その履行を第三者に委任し、又は請負わせることができない。ただし、これにより難い特別な事情があるものとしてあらかじめ沖縄県が書面で認める場合は、これと異なる取扱いをすることがある。

①　契約の主たる部分

ア　契約金額の 50%を超える業務（第三者に一括して再委託する場合に限る）

イ　企画判断、管理運営、指導監督、確認検査などの統轄的かつ根幹的な業務

⑵　再委託の相手方の制限

指名停止措置を受けている者、暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に、契約の履行を委任し、又は請負わせることはできない。

⑶　再委託の承認

契約の一部を第三者に委任し、又は請負わせようとするときは、あらかじめ書面による沖縄県の承認を得なければならない。ただし、以下に定める事項については、この限りでない。

①　業務委託契約第２条に定める実施計画書において、あらかじめ再委託先の選定方法、再委託の内容、概算見積額等の内容が明記された業務であって、沖縄県から承認を得たもの。ただし、委任または準委任は除く。

②　本業務委託契約の履行に必要な物品の仕入れ、役務の提供など、本業務委託契約を遂行する上で必要な直接経費（第三者において企画判断や管理運営等を伴わないものに限る）。

③　次に定める「その他、簡易な業務」

ア　資料の収集・整理

イ　複写・印刷・製本

ウ　原稿・データの入力及び集計

エ　その他、容易かつ簡易な業務として、沖縄県と別途協議を行った業務

９　一般管理費

一般管理費は、当該業務を行うために必要な経費であって、当該業務に要した経費としての特定・抽出が難しいものについて、契約締結時に一定割で認められる経

費であり、次の計算式により算出すること。
（直接人件費＋直接経費－再委託費）×10／100 以内
※小数点以下切り捨てとする
※上記計算式における再委託費は、当該事業に直接必要な経費のうち、受託者（共同事業体構成員を含む）が実施できない又は実施することが適当でない業務の遂行を他の事業者に委任又は準委任して行わせるために必要な経費に加え、仕事の完成を目的とした外注（請負契約）に必要な経費も対象とする。
（請負契約の例：機械装置等の設計・製造・改造、ソフトウェア開発、パンフレットの製作・印刷、番組等コンテンツ制作、物品運送、試料製造、分析鑑定等）

10　その他

⑴　本業務の実施にあたっては、沖縄県の指示に従い、各関係機関と密に連携を図ること。
⑵　訓練実施時の安全管理・事故防止対策について、万全の体制を期すること。
⑶　受託者は、本仕様書及び委託契約書第２条の規定により沖縄県が承認した実施計画書に基づき、委託業務を実施すること。
⑷　本仕様書の記載内容の詳細及び本仕様書に記載のない事項については、沖縄県文化観光スポーツ部観光振興課と密接な協議のもとで実施すること。